

平成二年総理府令第四十二号

効率的手法導入推進基本調査作業規程準則

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第三条第二項の規定に基づき、地籍基本調査作業規

程準則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条～第八条）
- 第二章 計画（第九条～第十二条）
- 第三章 現地調査
 - 第一節 総則（第十三条～第十七条）
 - 第二節 地上法
 - 第一款 総則（第十八条～第二十条）
 - 第二款 地籍基本三角測量（第二十一条～第二十六条）
 - 第三款 地籍基本多角測量（第二十七条～第三十二条）
 - 第四款 地籍基本細部測量（第三十三条～第三十八条）
 - 第五款 街区点測量（第三十九条～第四十七条）
 - 第六款 復元測量（第四十八条～第五十二条）
 - 第三節 航測法
- 附則
 - 第一款 総則（第五十二条の二）
 - 第二款 地籍基本三角測量（第五十二条の三）
 - 第三款 航空測量（第五十二条の四～第五十二条の六）
 - 第五章 効率的手法導入推進基本調査図及び効率的手法導入推進基本調査簿の作成（第五十三条～第五十四条）

八 基本調査点 市街地以外の地域における登記所地図に表示された土地の区画又は位置及び形

状を構成する点をいう。

九 街区点測量 街区点の測量をいう。

十 復元測量 図上街区点の現地における位置を明らかにするための測量をいう。

十一 筆界 每筆の土地の境界をいう。

十二 効率的手法導入推進基本測量 効率的手法導入推進基本調査における街区境界又は筆界を推定するために行う測量をいう。

十三 地籍基本三角測量 地籍基本三角点（効率的手法導入推進基本測量において設置する国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）以下「令」という。）別表第三に掲げる地籍基本三角点をいう。以下同じ。の測量をいう。

十四 地籍基本多角測量 地籍基本多角点（効率的手法導入推進基本測量において設置する令別表第三に掲げる地籍基本多角点をいう。以下同じ。）の測量をいう。

十五 地籍基本細部測量 地籍基本細部点（効率的手法導入推進基本測量において設置する令別表第三に掲げる地籍基本細部点をいう。以下同じ。）の測量をいう。

十六 地籍基本調査基準点 地籍基本三角点、地籍基本多角点又は地籍基本細部点をいう。

十七 地籍基本細部多角点 地籍基本細部点のうち、多角測量法により決定されたものをいう。

十八 地籍基本細部放射点 地籍基本細部点のうち、放射法により決定されたものをいう。

（趣旨の普及） 第三条 効率的手法導入推進基本調査を行う者は、あらかじめ効率的手法導入推進基本調査の意義及び作業の内容を一般に周知し、その実施について地域住民その他の者の協力を得るように努めるものとする。

（効率的手法導入推進基本調査の作業） 第四条 効率的手法導入推進基本調査の作業は、次に掲げるとおりとする。

- 一 現地調査
- 二 効率的手法導入推進基本測量
- 三 効率的手法導入推進基本調査図及び効率的手法導入推進基本調査簿の作成

（計量単位） 第五条 効率的手法導入推進基本測量における計量単位は、計量法（平成四年法律第五十一号）第八条第一項に規定する法定計量単位（同法附則第三条及び第四条の規定により法定計量単位とみなされる計量単位を含む。）によるものとする。

（管理及び検査） 第六条 効率的手法導入推進基本調査を行う者又は効率的手法導入推進基本調査の成果について認証を行う者は、効率的手法導入推進基本調査が令別表第三に定める誤差の限度内の精度を保ち、かつ、効率的手法導入推進基本調査に関する記録の記載又は表示に誤りがないように管理し、及び検査を行うものとする。

（記録等の保管） 第七条 効率的手法導入推進基本調査を行う者は、効率的手法導入推進基本調査に関する資料及び測量記録その他の記録を保管しなければならない。
（省令に定めのない方法） 第八条 効率的手法導入推進基本調査を行う者は、地形の状況等によりこの省令に定める方法によりがたい場合には、国土交通大臣の承認を受けて、この省令に定めのない方法により効率的手法導入推進基本調査を実施することができる。

（第二章 計画） 第九条 削除
（作業計画） 第十一条 効率的手法導入推進基本調査の作業計画は、現地調査、効率的手法導入推進基本測量並びに効率的手法導入推進基本調査図及び効率的手法導入推進基本調査簿の作成の各作業別に定め

- 一 道路等 道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等をいう。
- 二 街区 市街地における道路等によって区画された土地をいう。
- 三 街区点 國土調査法（昭和二十六年法律第百八十号。以下「法」という。）第二十二条の二第一項に規定する一筆又は二筆以上の土地と同様に規定する街区外土地との境界（以下「街区境界」という。）を推定するため参考となるべき地物及び地点をいう。
- 四 登記所地図 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十四条第一項の地図又は同条第四項の地図に準ずる図面をいう。
- 五 図上街区点 登記所地図に表示された土地の区画又は位置及び形状を構成する点のうち街区の形状に係るものをいう。
- 六 標識等 道路等の区域の境界標、土地の境界を示すものとして設置されている標識又は道路等が屈曲する地点等をいう。
- 七 図上街区点に対応すると推定される標識等をいう。

3 航測法による効率的手法導入推進基本測量は、令別表第四に定める精度区分乙二又は乙三が適用される区域において行うことができる。

(測量の基礎とする点)

第十五条 効率的手法導入推進基本測量は、基本三角点(測量法(昭和二十四年法律第八百八十八号)第二章の規定による基本測量の成果である三角点及び電子基準点をいう。以下同じ。)若しくは基本水準点(同法第二章の規定による基本測量の成果である水準点をいう。)若しくは法第十九条第二項の規定により認証され、若しくは同条第五項の規定により指定された基準点又はこれらと同等以上の精度を有する基準点(以下「基準点等」という。)を基礎として行わなければならない。

(位置及び方向角の表示の方法)

第十六条 効率的手法導入推進基本測量における地点の位置は、令別表第一に掲げる平面直角座標系(以下「座標系」という。)による平面直角座標値(以下「座標値」という。)及び測量法施行令(昭和二十四年政令第三百二十二号)第二条第一項に規定する日本水準原点を基準とする高さ(以下「標高」という。)で表示するものとする。

2 方向角は、当該地点が属する座標系のX軸に平行な当該地点を通る軸の正の方向を基準とし、右回りに測定して表示するものとする。

(効率的手法導入推進基本調査図の図郭)

第十七条 効率的手法導入推進基本調査図の図郭は、地図上において座標系原点からX軸の方向に二十五センチメートル、Y軸の方向に三十五センチメートルごとに区画して定めるものとする。

第二節 地上法

第一款 総則

第十八条 地上法による効率的手法導入推進基本測量は、次に掲げる作業の順序に従つて行うものとする。

- 1 地籍基本三角測量
- 2 地籍基本多角測量
- 3 地籍基本細部測量
- 4 街区点測量
- 5 復元測量

(作業の順序)

第十九条 地上法による効率的手法導入推進基本測量は、調査地域における基準点等の配置及び街区の状況等を考慮し、適正な密度をもつて配置するものとする。

(標識の設置の承諾)

第二十条 地籍基本調査基準点に標識を設置するに当たつては、あらかじめ、当該標識を設置する土地の所有者又は管理者の承諾を得るものとする。

(地籍基本三角測量の方法)

第二十一条 地籍基本三角測量は、多角測量法により行うものとする。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合には、直接水準測量法を併用することができる。(地籍基本三角点の選定)

第二十二条 地籍基本三角点は、後続の測量を行うのに便利であり、かつ、標識の保存が確実である位置に選定するものとする。

2 地籍基本三角点は、調査地域に平均的に配置するよう選定するものとする。

(多角路線の選定)

第二十三条 地籍基本三角測量における多角路線の選定に当たつては、基準点等(補助基準点を除く。以下この条において同じ。)又は地籍基本三角点を結合する多角網を形成するよう努めなる。

ければならない。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合には、単路線を形成することができる。

2 前項の多角路線は、なるべく短い経路を選定しなければならない。

第一項の多角路線の次数は、基準点等又は地籍基本三角点を基礎として一次までとする。

(選点図及び平均図)

第二十四条 地籍基本三角点及び前条の多角路線の選定の結果は、地籍基本三角点選点図及び地籍基本三角点平均図に取りまとめるものとする。

(標識の設置)

第二十五条 地籍基本三角点には標識を設置するとともに、その保全及び管理のための適切な措置を講ずるものとする。

(観測、測定及び計算)

第二十六条 地籍基本三角測量における観測及び測定は、地図及び簿冊に令で定める限度以上の誤差が生じないように行うものとする。

第二十七条 地籍基本三角点の座標値及び標高は、前項の観測及び測定の結果に基づいて求めるものとし、その結果は、地籍基本三角点網図及び地籍基本三角点成果簿に取りまとめるものとする。

(地籍基本多角測量の方法)

第二十八条 地籍基本多角点は、後続の測量を行うのに便利であり、かつ、標識の保存が確実である位置に選定するものとする。

2 地籍基本多角点は、調査地域に平均的に配置するよう選定するものとする。

(地籍基本多角点の選定)

第二十九条 地籍基本多角測量における多角路線の選定に当たつては、基準点等、地籍基本三角点又は地籍基本多角点(以下「地籍基本多角点等」という。)を結合する多角網又は単路線を形成するものとする。

2 前項の多角路線の次数は、基準点等(補助基準点を除く。)又は地籍基本三角点を基礎として一次までとする。ただし、隣接する調査地域における地籍基本多角測量により設置された地籍基本多角点を与点とする場合には、二次までとすることができる。

(選点図及び平均図)

第三十条 地籍基本多角点及び前条の多角路線の選定の結果は、地籍基本多角点選点図及び地籍基本多角点平均図に取りまとめるものとする。

第三十一条 地籍基本多角点には標識を設置するとともに、その保全及び管理のための適切な措置を講ずるものとする。ただし、既設の工作物を利用することを妨げない。

(標識の設置)

第三十二条 地籍基本多角測量における観測及び測定は、地図及び簿冊に令で定める限度以上の誤差が生じないように行うものとする。

2 地籍基本多角点の座標値及び標高は、前項の観測及び測定の結果に基づいて求めるものとし、その結果は、地籍基本多角点網図及び地籍基本多角点成果簿に取りまとめるものとする。

(地籍基本細部測量の方法)

第三十三条 地籍基本細部測量は、多角測量法によることを原則とする。ただし、見通し障害等によりやむを得ない場合には、放射法によることができる。

は、第二条の規定による改正後の都市部官民境界基本調査作業規程準則に基づいて作成され同法第四条第三項又は第五条第一項の届出のあったものとみなす。

附 則（令和二年九月二九日国土交通省令第七九号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（地籍簿の様式を定める省令等の廃止）

第二条 次に掲げる省令は、廃止する。

（地籍簿の様式を定める省令等の廃止）

四 山村境界基本調査作業規程準則（平成二十三年国土交通省令第五号）

（地籍簿の様式を定める省令等の廃止に伴う経過措置）

第三条

2 前条の規定による廃止前の同条第四号の山村境界基本調査作業規程準則に基づいて作成された土調査法第四条第三項又は第五条第一項の届出のあった作業規程については、第三条の規定による改正後の効率的手法導入推進基本調査作業規程準則に基づいて作成され同法第四条第三項又は第五条第一項の届出のあったものとみなす。

（都市部官民境界基本調査作業規程準則の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この省令の施行前に、第三条の規定による改正前の都市部官民境界基本調査作業規程準則に基づいて作成された土調査法第四条第三項又は第五条第一項の届出のあった作業規程については、第三条の規定による改正後の効率的手法導入推進基本調査作業規程準則に基づいて作成され同法第四条第三項又は第五条第一項の届出のあったものとみなす。